

おおあらいブルー・スポット認証制度実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、町内事業者が取り組む新型コロナウイルス感染症予防対策について、町が認証する制度を設けることにより、町民又は利用される人々に安心と信頼を提供し、感染症に対して強靱な社会・経済の形成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定による旅館業の許可を受けた町内の宿泊施設を営む者および食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条の規定による許可を受けた町内の飲食店営業を営む者(以下「対象事業者」という。)が町内の事業所で専ら集客を目的とするもの(以下「対象施設」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは対象事業者および対象施設としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者又は法人であってその役員のうちこれらもの者がいるもの
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項の適用を受ける事業を営む者
- (3) 前二号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

(基準)

第3条 町長は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準(以下「認証基準」という。)を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに当該対象施設において自らが実施すべき感染症予防対策を認証基準に沿って定め、所定の書面により町長に申請するものとする。

(認証等)

第5条 町長(その委託を受けた者を含む。第3項および第4項において同じ。)は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容および実地検査を行うこと等により、審査するものとする。

2 町長は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 町長は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者(以下「認証事業者」という。)に対し、認証書を交付するものとする。

4 町長は、第1項の申請が認証基準に適合しないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、町長は、認証基準に適合していない事項を適示する等、認証しないこととした理由を示すものとする。

(認証アイテム等の使用)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設(以下「認証施設」という。)において、所定の認証アイテム等を使用できるとともに、「おおあらいブルー・スポット認証施設」の名称を使用できるものとする。

(有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

(変更の報告)

第8条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅延なく書面により町長に報告するものとする。

(認証の更新)

第9条 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の2ヶ月前までに書面により町長に認証の更新を申請するものとする。

2 第5条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(調査等)

第10条 町長(その委託を受けた者を含む。)は、必要があると認めるときは、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検することができるものとする。

(認証事業者の責務)

第11条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施すること
- (2) 前条に規定する調査に協力すること

(認証の辞退)

第12条 認証事業者は、その認証を辞退するときは、書面により申し出るものとする。

2 前項の申し出をした対象事業者は、遅延なく第6条に規定するすべてのものの使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第13条 町長は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、10日経過してもなお改善されないときは、認証を取り消すことができるものとする。

2 町長は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅延なく第6条に規定するすべてのものの使用をやめなければならない。

(報告義務等)

第14条 認証事業者は、認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の感染が発

生したときは、遅延なく書面により町長に報告しなければならない。この場合においては、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に協力するものとする。

第3章 雑則

(免責)

第15条 町は、対象事業者が認証を受けられなかったこと又は認証事業者が認証を取り消されたことによって生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了又はその他の見直しを行うものとする。